

令和6年(ネ)第1841号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 (一審原告) 相嶋 [REDACTED] 外2名

被控訴人 (一審被告) 国

陳述書

令和6年5月27日

東京高等裁判所 第5民事部乙Bイ係 御中

原告 相嶋 [REDACTED]

2021年2月7日早朝に父は涙を流して息を引き取りました。この涙は刑事司法への信頼を裏切られた悔しさの現れでした。

2020年3月11日、父は警視庁公安部による違法な捜査に基づく逮捕をうけ、身体拘束が始まりました。何も罪を犯していないにもかかわらず、警察や検察からは犯罪者として扱われ、最後の砦である裁判所も父の身体拘束を続ける決定を出し続けていました。この事件は捜査当局の嘘と司法の判断ミス連鎖が生んだ悲劇だったのです。

父は捜査機関による嘘を突き付けられ、多大なストレスを感じ、尊厳を踏みにじられながらも冷静に耐えていました。しかし、とうとう胃がんを発症し、さらには社会一般の水準の医療を受けることができなかつたのです。

国代理人の皆さん、裁判官の皆さん、ご自分の家族がこのような目に遭ったら、と想像してみてください。

捏造された事件にもかかわらず、逮捕状を発付し、勾留請求を認め、保釈を7回却下し、父の勾留を続けたのは延べ37名の裁判官でした。接見も禁止し、裁判官は検察官とともに父の精神を痛めつけたのです。

父が胃がんの治療を請願しているにもかかわらず、保釈に強固に反対した検察官、冷酷な保釈却下を続けた裁判官は、いま父にどのように謝罪するのでしょうか。ヒポクラテスの誓いを忘れた矯正医官は、みずからの職業に誇りをもっているのでしょうか。

この事件に関与した関係者は一度自身の仕事を振り返り、父に謝罪してください。

裁判官の皆様は、警察、検察の違法捜査に基づき、無実の市民が逮捕、勾留された事実を直視し、未決拘禁者に対する生命、人権の保護について改めて考え直し、保釈実務を改善しなければなりません。

裁判所には、本件の実態をご認識頂いた上で、公正なご判断をお願いしたいと存じます。

本件が、保釈実務、拘置所医療の改善の一助になることを願ってやみません。

以上